

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

総務大臣から平成24年10月10日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年9月5日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。

A社に入社後、関連会社であるB社が新設され同社に異動となったが、継続して勤務しており、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給料支払明細書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、i) 申立人から提出された給料支払明細書、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（昭和41年5月1日に、A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められること、ii) オンライン記録によれば、B社は、同年9月5日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いが、雇用保険の記録によると、申立人を含む10人が同年5月1日に資格取得していることが確認できる上、前述のとおり、同社において給与が支給され、厚生年金保険料

が控除されていることが確認できることから、同社は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、既に当委員会において決定したあっせん案の報告に基づき平成 24 年 10 月 10 日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、その後、B社は、昭和 41 年 9 月 5 日付けで任意包括適用事業所となっており、申立期間においては、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことが確認された。

一方、前述のとおり、申立人は昭和 41 年 5 月 1 日に、A社からB社に異動したものと考えられるが、申立期間当時のA社の副支配人から、両社の経理処理は一体であり、給与はA社から支払われていたと思う旨の証言が得られたことから判断すると、申立人は、社会保険の適用上は、同年 9 月 5 日にA社からB社に異動し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社における昭和 41 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和 56 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も連絡先不明のため照会することができないが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である 41 年 5 月 1 日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月15日は14万円、19年6月15日は37万4,000円、同年12月17日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月15日
② 平成18年12月15日
③ 平成19年6月15日
④ 平成19年12月17日

年金事務所からの連絡により、A社において支給された申立期間の賞与の記録が漏れていることが判明した。

私は、申立期間の賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されたはずなので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び④について、申立人が給与振込口座に指定した金融機関の取引明細表（預金）により、当該期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及び市区町村から交付された平成20年度（19年分）所得証明書から判断すると、申立人は、申立期間②及び④の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間②及び④の標準賞与額については、上述の取引明細表の入金額及び上述の源泉徴収票における社会保険料等の金額から判断して、平成18年12月15日は14万円、同取引表の入金額及び上述の所得証明書における社会保険料控除額から判断して、19年12月17日は46万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間③について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において37万4,000円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から④までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間にA社において賞与の支給を受けたとしている者が多数存在するにもかかわらず、同社の被保険者で当該期間において賞与の記録がある者が存在しないことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、前述の取引明細表及び前述の源泉徴収票からは、当該期間の賞与が支給されていたか否かは不明であり、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと推認することはできない。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から同年10月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料については納税組合を通じて祖父母の分と一緒に納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその祖父母の分と一緒に父親が納税組合を通じて納付していたと主張しているが、当該祖父母は申立期間より前に60歳に到達して国民年金の被保険者資格を喪失している。

また、納税組合については、税金等について、同組合を通じて納付することが可能であり、申立人が納付したと記憶するものが申立期間の国民年金保険料であったとの心証を得ることはできない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続き及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年6月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和48年4月から49年6月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は、50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、それまで未納にしていた保険料を全て納付したはずである。このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月頃に国民年金の加入手続を行い、それまで未納にしていた保険料を全て納付したと主張しているが、当時実施されていた第2回の特例納付における納付可能期間は36年4月から48年3月までの期間であったため、申立期間については第2回の特例納付により納付することはできず、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ても、申立人が、50年12月22日に、42年12月から48年3月まで（その時点で特例納付可能な全期間）の保険料について、第2回の特例納付により納付していることが確認できる。

また、A市区町村の国民年金印紙検認票により、申立人は、上述の昭和50年12月22日の特例納付の後、同年12月26日に、同年4月から同年12月までの保険料を現年度納付し、51年10月9日に、49年7月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるが、この時点（51年10月9日）において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。